

認定された『地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画』**調査事業** の具体事例

○ひたちなか市（茨城県）

今後、市内の公共交通を一層充実させていくために、旧茨城交通湊線（現：ひたちなか海浜鉄道（株）湊線）等の鉄道、路線バス、コミュニティバスのサービス改善に加えて、乗合タクシーなどの導入も検討し、様々な交通手段の有機的な連携を図り、利便性と効率性に重点を置いた交通ネットワークの確立を目指し、地域公共交通総合連携計画を策定する。

○南信州地域 15 市町村（長野県）

当該地域全域をカバーする交通事業者が数年後の路線バス撤退を表明するなど、地域公共交通のあり方の検討が喫緊の課題となっていることから、日常生活圏が一体化している 15 市町村が共同して地域公共交通総合連携計画を策定し、広域的な交通体系のあり方を確立する。

○和歌山市・紀の川市（和歌山県）

地元住民や地元自治体・商工会・学校関係者・地元企業の支援（ボランティア）による、イベント電車の運行等様々な取り組みを行ってきた実績のある和歌山電鐵貴志川線の更なる利用促進を図るため、地域公共交通総合連携計画を策定する。

○海士町・隠岐の島町・西ノ島町・知夫村（島根県）

島民の日常生活を支え、観光をはじめ隠岐地域の振興を図る上で不可欠な、隠岐—本土間を結ぶ航路など離島航路の維持・確保のため、観光客を中心とした需要喚起・航路のサービス向上を図るための地域公共交通総合連携計画を策定する。

○笠岡市（岡山県）

笠岡市は、バス路線をはじめとする陸上交通と有人7島が存在するため島嶼部と本土を結ぶ海上交通も有する。陸上交通・海上交通ともに、公共交通輸送サービスだけでは採算がとれない厳しい状況にある。このため、地域公共交通総合連携計画を策定し、従来の枠にとらわれず現在の公共交通体系を抜本的に見直し、公共交通体系の将来ビジョンを提示する。

○南種子町（鹿児島県）

地域内の公共交通が脆弱で非効率であること、通学バスの利用者の負担が少なくないことに鑑み、住民利便性と行政負担のバランスを十分配慮した町内の総合的なバス交通体系の構築、高校への通学手段の確保と通学バスの適正運賃の実現を図るため、地域公共交通総合連携計画を策定する。

※注：○市町村名等は、協議会設置市町村